

報告第 1 1 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金368,500円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年2月9日

(2) 事故発生場所

八頭郡若桜町大字つく米地内

(3) 事故の状況

鳥取県郡家警察署所属の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）を運転中、和解の相手方所有の普通乗用自動車の後方に停止しようとした際、路面凍結によりスリップして、前方で停止していた同車両に追突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特別医療費助成条例等の一部を改正する条例

（鳥取県特別医療費助成条例の一部改正）

第1条 鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（補助金の交付） 第3条 略	（補助金の交付） 第3条 略

2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア・イ 略 (2)～(4) 略	2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 (1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第24項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額 ア・イ 略 (2)～(4) 略
---	---

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(自動車税の課税免除)			(自動車税の課税免除)		
第137条 略			第137条 略		
2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さ			2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さ		

ない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車での事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）の用に供するもの

ア 略

イ 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業

ウ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業

エ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7)～(11) 略

ない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車での事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためのものに限る。）の用に供するもの

ア 略

イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業

ウ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業

エ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センターのうち生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識及び能力又は生活能力の向上を図るものを運営する事業

(7)～(11) 略

(鳥取市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
略	略	略	略
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第14項に規定する就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援若しくは同条第18項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的	10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第17項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的		
略	略		
備考 略		備考 略	

(鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部改正)

第4条 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（平成29年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

（鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例の一部改正）

第4条 鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（平成29年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(障がい者の就労の促進等) 第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 (1) 略 (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。）及び就労継続支援事業所（障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。 2・3 略	(障がい者の就労の促進等) 第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。 (1) 略 (2) 就労移行支援事業所（障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。）及び就労継続支援事業所（障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。 2・3 略

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

西伯郡大山町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金28,000円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年4月4日

(2) 事故発生場所

米子市二本木地内

(3) 事故の状況

鳥取県商工労働部立地戦略課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐

車場内で駐車枠に駐車しようと後退した際、同駐車場内の通路を走行していた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、同車両が破損したものである。

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

島根県松江市 個人

2 和解の要旨

県は、人身損害に対する損害賠償金615,029円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年12月7日

(2) 事故発生場所

米子市蚊屋地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意

を怠ったため、渋滞により停止していた和解の相手方使用の軽貨物自動車に追突し、和解の相手方が負傷したものである。

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 西伯郡南部町 個人

乙 西伯郡南部町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金495,832円を甲に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年1月26日

(2) 事故発生場所

西伯郡大山町赤松地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、主要地方道米子大山線を和解の相手方乙所有の小型乗用自動車で行走中、街路樹の枝が積雪により折れて当たり、同車両が破損したものである。

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡三朝町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金10,272円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年11月2日

(2) 事故発生場所

鳥取市鹿野町河内地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を軽乗用自動車で行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損したものである。

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市青谷町 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金17,210円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年1月9日

(2) 事故発生場所

鳥取市鹿野町今市地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、主要地方道郡家鹿野気高線を普通貨物自動車で行中、歩道から車道上に傾きはみ出していた視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金5,950円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年2月24日

(2) 事故発生場所

鳥取市南隈地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、主要地方道鳥取港線を軽乗用自動車で行き中、路面の陥没した部分

にはまり、同車両が破損したものである。

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金81,711円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年2月13日

(2) 事故発生場所

鳥取市東町一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県県土整備部河川港湾局河川課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から発進してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（鳥取県立境港総合技術高等学校海洋練習船建造工事）の変更について

鳥取県立境港総合技術高等学校海洋練習船建造工事に係る工事請負契約（令和6年10月10日議決）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
3	契	約	金	額	2,343,000,000円
3	契	約	金	額	2,359,054,500円

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 八頭郡智頭町 個人

乙 八頭郡智頭町 個人

丙 愛媛県今治市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金163,990円を甲に、47,400円を乙に、104,994円を丙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年1月8日

(2) 事故発生場所

鳥取市河原町徳吉地内

(3) 事故の状況

鳥取県立智頭農林高等学校所属の職員が、公務のため小型貨物自動車を運転中、同車両の下部に取り付けていたスペアタイヤが路上で脱落したことにより、後方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車 1 台、軽乗用自動車 1 台及び小型乗用自動車 1 台が同タイヤに乗り上げ、それぞれの車両が破損したものである。

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について

鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

大阪市 個人

2 請求の趣旨

鳥取県育英奨学資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金及び過払金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金及び過払金の返還について、仮執行の宣言を求める。

3 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。

報告第 1 2 号

長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 1 7 年鳥取県条例第 1 2 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	令和の改新戦略 本部政策戦略局 東京本部	物品 保守	複合機	2台	兵庫県尼崎市東難波町五丁目10番30号 株式会社日興商会	月当たり賃借料 39,200円 及び使用1枚当たり 黒 0.60円 カラー 4.60円	令和7年6月1日 ～令和12年5月31日	鳥取県令和の改新 戦略本部政策戦略 局東京本部
2	総務部政策法務 課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	使用1枚当たり 黒 1.85円 カラー 6.80円	令和7年4月1日 ～令和12年5月31日	鳥取県総務部政策 法務課
3	地域社会振興部 県民課	物品 保守	デスクトップパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	399,740	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県地域社会振 興部県民課
4	地域社会振興部 美術館	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	239,580	令和7年4月1日 ～令和9年12月31日	鳥取県立美術館
5	地域社会振興部 美術館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	258,390	令和7年5月1日 ～令和9年10月31日	鳥取県立美術館
6	地域社会振興部 美術館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	267,784	令和7年5月1日 ～令和10年3月31日	鳥取県立美術館
7	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	米子市阿三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	488,400	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日	鳥取県中部総合事 務所県民福祉局
8	福祉保健部健康・保 険課	物品 保守	ノートパソコン プリンター	1台 1台	米子市阿三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	990,000	令和7年4月1日 ～令和12年4月30日	鳥取県福祉保健部 健康医療局医療・ 保険課
9	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	132,000	令和7年4月1日 ～令和8年4月30日	鳥取県西部総合事 務所環境建築局
10	商工労働部企業 支援課	物品 保守	複合機	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	月当たり賃借料 4,000円 及び使用1枚当たり 黒 1.20円 カラー 6.00円	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日	鳥取県経営サポー トセンター

11	商工労働部企業 支援課	物品 保守	ノートパソコン	4台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	454,080	令和7年4月1日 ～令和9年3月31日	鳥取県経営サポー トセンター
12	農林水産部農業 振興局経営支援 課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町110番地6 株式会社衣笠商会 鳥取支店	249,744	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県農林水産部 農業振興局経営支 援課
13	農業大学校	物品 保守	デスクトップパソコン ノートパソコン プリンター	31台 8台 1台	米子市面三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	11,781,000	令和7年4月1日 ～令和12年5月31日	鳥取県立農業大学 校
14	東部農林事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	248,160	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県農林水産部 東部農林事務所八 頭事務所
15	中部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	311,520	令和7年4月8日 ～令和11年4月30日	鳥取県中部総合事 務所農林局
16	西部総合事務所	物品	ノートパソコン	1台	米子市面三柳5031番地 株式会社衣笠商会 米子支店	118,800	令和7年4月1日 ～令和8年4月30日	鳥取県西部総合事 務所農林局
17	県土整備部八頭 県土整備事務所	物品 保守	プロジェクター	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	231,000	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日	鳥取県県土整備部 八頭県土整備事務 所
18	教育総務課	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	589,248	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県教育委員会 事務局教育総務課 ほか1所属
19	教育人材開発課	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	589,248	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県教育委員会 事務局教育人材開 発課
20	特別支援教育課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	380,415	令和7年2月25日 ～令和11年3月31日	鳥取県教育委員会 事務局東部教育局
21	特別支援教育課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	380,415	令和7年2月25日 ～令和11年3月31日	鳥取県教育委員会 事務局中部教育局
22	特別支援教育課	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	380,415	令和7年2月25日 ～令和11年3月31日	鳥取県教育委員会 事務局西部教育局
23	図書館	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	528,000	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県立図書館
24	博物館	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	261,800	令和7年4月1日 ～令和10年3月31日	鳥取県立博物館

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
25	米子白鳳高等学校	物品 保守	ノートパソコン	2台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	517,440	令和7年4月1日 ～令和11年3月31日	鳥取県立米子白鳳 高等学校
26	米子養護学校	物品 保守	ノートパソコン	1台	境港市浜ノ町147番地 株式会社やまさき	174,240	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日	鳥取県立米子養護 学校
27	中央病院	物品 保守	複合機	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	使用1枚当たり 黒 カラー 0.78円 6.50円	令和7年4月15日 ～令和8年6月23日	鳥取県立中央病院
28	中央病院	物品 保守	複合機	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	月当たり賃借料 11,200円 及び使用1枚当たり 黒 カラー 0.80円 6.40円	令和7年4月22日 ～令和8年4月30日	鳥取県立中央病院
29	厚生病院	物品 保守	ノートパソコン	18台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	5,887,200	令和7年3月25日 ～令和11年3月31日	鳥取県立厚生病院
30	厚生病院	物品 保守	複合機	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケーオウエイ	月当たり賃借料 1,000円 及び使用1枚当たり 黒 カラー 0.50円 3.52円	令和7年4月15日 ～令和11年4月30日	鳥取県立厚生病院

[変更契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	博物館	物品 保守	ノートパソコン	3台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	令和5年2月13日	契約金額 1,089,000円 数量 5台	契約金額 849,420円 数量 3台

この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は1,540円です。